

北海道医療計画（仮称）[素案] について

1 概要（詳細は別添のとおり）

（1）計画根拠

医療法第30条の4

（2）計画期間

6年間（平成30年度～平成35年度）

（3）計画素案

別添のとおり

2 検討状況

（1）検討組織

北海道精神保健福祉審議会部会

（部会長～医療法人社団旭川圭泉会病院 直江理事長）

※ 部会委員については、別添「北海道精神保健福祉審議会部会委員名簿」のとおり）

（2）検討経過

年月日	検討内容
H29. 7. 6 (木) (第1回)	・ 現行計画の進捗状況報告 ・ 計画の枠組み及び課題認識の確認 ・ 精神疾患に係る基本的な医療圏の考え方
7. 21(金) (第2回)	・ 精神疾患の医療連携体制について【統合失調症】【うつ病・躁うつ病】【認知症】
8. 8(火) (第3回)	・ 精神疾患の医療連携体制について【児童・思春期精神疾患】【発達障がい】【摂食障害】
8. 18(金) (第4回)	・ 精神疾患の医療連携体制について【高次脳機能障がい】【てんかん】【外傷後ストレス障害】【災害精神医療】
8. 31(木) (第5回)	・ 精神疾患の医療連携体制について【依存症】【精神科救急】【身体合併症】【医療観察法】 ・ 精神疾患の医療計画素案（たたき台）について
10. 2(月) (第6回)	・ 精神疾患の医療計画素案について

3 今後のスケジュール

別添のとおり